平成２１年（家）第１０５３号
本籍横浜市鶴見区栄町通２丁目11番地10、最後の住所横浜市鶴見区馬場６丁目12番26号森アパート
不在者　樽川勇二郎
昭和33年４月１日生
平成22年５月13日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第１０５９号
本籍三重県三重郡菰野町大字神森344番地、最後の住所三重県四日市市室山町1161番地
不在者　川嶋　栄枝
昭和25年２月23日生
平成22年５月14日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所四日市支部裁判所書記官

平成２１年（家）第２３６号
本籍徳島県阿南市富岡町トノ町74番地１、最後の住所本籍に同じ
不在者　坂本良太郎
明治42年３月１日生
平成22年５月13日失踪宣告審判確定
徳島家庭裁判所阿南支部裁判所書記官

平成２１年（家）第８０号
本籍鹿児島県大島郡喜界町大字佐手久2685番地１号、最後の住所本籍に同じ
不在者　米田　糸江
昭和５年４月１日生
平成22年５月13日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所名瀬支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２２年（家）第９７１号
本籍茨城県稲敷郡阿見町大字廻戸311番地１、住所東京都大田区新蒲田３―２―17佐藤方201
申立人（失踪者）　野口　勝男
昭和17年２月12日生
平成22年５月１日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第７８７号
本籍東京都武蔵野市西久保２丁目112番地、住所東京都八王子市石川町2567―１株式会社丸美建設
失踪者　須賀　吉道
昭和23年３月５日生
平成22年５月１日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

平成２１年（家）第６６０１号
本籍長崎県島原市片町576番地、住所大阪市西成区花園北１―６―23プリンスシャトー102
申立人（失踪者）　小嶺　　登
昭和41年12月７日生
平成22年４月15日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第３４６号
本籍鹿児島県曽於市末吉町深川8063番地、住所大阪市西成区萩之茶屋１―８―３ハイツニューコンパ610
申立人（失踪者）　八木　数義
昭和23年３月30日生
平成22年４月24日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第１２号
本籍佐賀県伊万里市波多津町木場2654番地、住所本籍に同じ
申立人（失踪者）　松下　和也
昭和34年３月８日生
平成22年５月７日失踪宣告取消審判確定
佐賀家庭裁判所武雄支部裁判所書記官

平成２１年（家）第１２２１９号
本籍福島県南相馬市小高区小屋木字金谷神49番地、住所東京都足立区中央本町１丁目７番６号　マルオカ工業有限会社方
申立人（失踪者）　飯崎　誠一
昭和32年３月15日生
平成22年５月７日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

平成２１年（へ）第７号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、権利の届出の終期である平成22年４月30日までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の上申がなかったので、上記権利は失権する。
神奈川県横浜市港北区富士塚１丁目17番６号
申立人　林　　修治
権利を争う旨の申述の終期　平成22年４月30日
平成22年５月11日　太田簡易裁判所

（別紙）　目　録
⑴土地　太田市吉沢町5386番
田　1223平方メートル
⑵登記年月日番号　前橋地方法務局太田支局昭和43年８月19日受付第9055号
⑶登記した権利の内容
昭和43年８月10日金銭消費貸借同日抵当権設定
債権額　金８万円
利息　日歩５銭
損害金　日歩８銭
債務者　太田市大字吉沢2090番地
遠坂　　昇
抵当権者　太田市大字飯田84番地
坂本　茂男

破産手続における保全管理命令

平成２２年（フ）第８７００号
神奈川県相模原市中央区小山１丁目１番10号
債務者　株式会社エフオーアイ
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　松田　耕治
平成22年５月21日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２５７号
新潟市秋葉区柄目木146番地３
債務者　株式会社高崎鋳造所
代表者代表取締役　高崎　　博
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　　俊
４　破産債権の届出期間　平成22年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月１日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１号
兵庫県小野市敷地町1643番地の７
債務者　谷河建設株式会社
代表者代表取締役　谷河　利夫
１　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
４　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１０８１号
愛知県大府市若草町３丁目23番地
債務者　有限会社インテリア壽々木
代表者取締役　鈴木喜久代
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　手島　嘉宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月24日午前11時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８５号
広島市中区東白島町12―４グリーンハイム白島302号、商業登記簿上の本店所在地広島市中区東白島町12番９号
債務者　株式会社あどばいす
代表者代表取締役　松浦　　奨
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　　道
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月25日午後３時45分
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７０号
兵庫県西宮市山口町上山口４丁目18番８号
債務者　下嶋　繁治
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　延澤　信博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月26日午後２時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係